

大熊町社会教育複合施設
内装展示設計業務
公募型プロポーザル実施要領

令和6年5月

大熊町

1 業務の目的

大熊町では、博物館、図書館、公民館機能等を併せ持つ施設として大熊町社会教育複合施設整備事業を推進している。本事業は「大熊町社会教育複合施設 基本構想」を踏まえ、事業コンセプトである『大熊で学ぶ』『大熊の記憶をつなぐ』ための新しい場所を創り出すものである。

本施設においては3つの機能特性を活かし、また各機能の融合による事業コンセプトの実現を目指している。本業務は、本体建築設計者と調整を行いながら、斬新で柔軟かつ高度な発想力、設計能力及び豊富な経験を有し、これを具現化する内装展示設計業務を選定する。

2 業務内容

- (1) 対象業務 別紙「特記仕様書」のとおり
- (2) 委託業務期間 契約締結の日から令和7年12月20日まで
- (3) 委託費の上限 55,000,000円（消費税及び地方消費税の額を含む）

3 プロポーザルに係る事項

(1) プロポーザルの参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げるすべての項目を満たす単体企業または設計共同体のいずれかの者とする。なお、条件を満たさない者の企画提案は受け付けない。

ア 単体企業

- ① 本事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有していること。
- ② 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- ③ 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申し立てがなされていないこと。
- ④ 民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申し立てがなされていないこと。
- ⑤ 会社法(平成17年法律第86号)第511条の規定による特別清算開始の申し立てがなされていないこと。
- ⑥ 破産法(平成16年法律第75号)第18条又は第19条の規定による破産手続開始の申し立てがなされていないこと。
- ⑦ 手形交換所による取引停止処分を受けていないこと。
- ⑧ 過去2年間、法人税、消費税、事業税、法人市民税、固定資産税等の公租公課を滞納していないこと。
- ⑨ 大熊町の契約に関する暴力団等排除措置要綱(大熊町建設工事暴力団等排除対策措置要綱(平成21年3月12日要綱第4号))に規定する措置要件によること。
- ⑩ 工事等の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱に基づく基準等(昭和61年10月21日訓令第2号)により入札参加制限中の者でないこと。
- ⑪ 審査資料の提出期限の日から優先交渉権者の決定の時までの期間に、建築士法(昭和25年法律第202号)第26条第2項の規定に基づく事務所の閉鎖の処分を受けていないこと。
- ⑫ 過去10年間に、国、地方公共団体又はそれに準ずる機関(公社、公団、事業団等)が発注する、新築又は改修に係る開架書架面積又は展示面積200㎡以上の図書館又は博物館の展示設計業務を、元請けとして委託契約を締結し、かつ、全て誠実に履行した実績を有すること。
- ⑬ 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。
- ⑭ 参加申込書の受付日から起算して過去3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係がある業務責任者を配置できること。

- ⑮ ⑫の業務従事経験のある業務責任者及び一級建築士資格を有する技術者をそれぞれ1人以上配置できる者であること。なお、業務責任者及び一級建築士資格を有する技術者の重複は不可とする
- ⑯ 業務責任者又は主任技術者は全ての打ち合わせに必ず参加できること。

イ 設計共同体

- ① 上記（1）アに掲げる条件（代表者以外の者は、⑪、⑫、⑬、⑭、⑮、⑯の条件を除く。）を満たしている者により構成される設計共同体であること。
- ② 構成員は、設計共同体の代表者となる事業者を決め、代表者は全体の意思決定、管理運営にすべての責任を持つこと。
- ③ 代表者は業務責任者が所属する事業者であること。
- ④ 各構成員は、本プロポーザルに参加する単体企業、他の参加者の協力事務所、又は他の設計共同体の構成員ではないこと。
- ⑤ 設計共同体の構成員数は3社以内であること。

(2) 実施要領等の入手方法

本プロポーザルに係る様式等については、大熊町のホームページからダウンロードして入手すること。なお、大熊町役場の窓口又は郵送等での配付は行わない。

4 スケジュール及び様式一覧

(1) スケジュール

項目	日程
公募開始	令和6年5月7日（火）
補足資料配布時期（※）	令和6年5月10日（金）① 令和6年5月20日（月）②
質問受付期限	令和6年5月14日（火）正午12:00まで
質問回答	令和6年5月20日（月）
参加資格確認申請書提出期限	令和6年5月24日（金）正午12:00まで
企画提案書・見積書提出期限	令和6年6月25日（火）正午12:00まで
審査委員会（プレゼンテーション）	令和6年7月上旬 ※詳細な日時は対象者に通知を行う。
審査結果の通知	令和6年7月15日（月）

※補足資料配布希望書（様式13）の提出があった場合のみ。5月9日（木）17:00までに提出があれば①に、5月17日（金）17:00までに提出があれば②に配布を行う。

(2) 様式一覧

別紙「大熊町社会教育複合施設内装展示設計業務公募型プロポーザル様式集」による

5 参加手続き

(1) 補足資料

本事業に係る補足資料（業務範囲図、マスタースケジュール、移管物リスト、提案テーマに関わる資料等）を用意している。配布を希望する者は、事務局へ照会すること。

- ア 照会期間：第1期：令和6年5月9日（木）17:00まで
第2期：令和6年5月17日（金）17:00まで

イ 提出先：大熊町教育委員会生涯学習課

ウ 提出方法：電子メールのみとする。（shogaigakusyu@town.okuma.fukushima.jp）
メール表題に「【補足資料希望】大熊町社会教育複合施設内装展示設計業務公募型プロポーザル（会社名）」と記載すること。なお、電子メー

ルの受信確認を行うこと。また、電話での配布希望は受け付けない。

エ 提出書類：補足資料配布希望書（様式13）

オ 配布方法：必要提出書類の受領確認後、照会期間ごと下記配布時期に、電子メールにて配布する。また、本スケジュール以外での配布は実施しない。

：第1期：令和6年5月10日（金）

：第2期：令和6年5月20日（月）

（2）質問書

質問はプロポーザル実施要領の内容、提出物の作成、委託業務に関する事項に限ることとし、審査内容や提案内容に関する質問は受け付けない。

ア 提出期限：令和6年5月14日（火）正午12:00まで

イ 提出先：大熊町教育委員会生涯学習課

ウ 提出方法：電子メールのみとする。（shogaigakusyu@town.okuma.fukushima.jp）
メール表題に「【質問】大熊町社会教育複合施設内装展示設計業務公募型プロポーザル（会社名）」と記載すること。PDF及びExcelデータの両方を提出すること。なお、電子メールの受信確認を行うこと。また、電話での質問は受け付けない。

エ 提出書類：質問書（様式15）

オ 回答：令和6年5月20日（月）

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れのあるものを除き、大熊町ホームページに公表する。なお、質疑応答書の内容は、本要領の追加または修正とみなす。

（3）参加表明書

ア 提出期限：令和6年5月24日（金）正午12:00まで

イ 提出先：大熊町教育委員会生涯学習課

ウ 提出方法：電子メール及び郵送（提出期限日までに書留にて発送）とする。
電子メールによる提出時には受信確認の連絡を実施すること。

エ 提出書類：「大熊町社会教育複合施設内装展示設計業務公募型プロポーザル様式集」3提出書類一覧（1）参加表明提出書類による。

オ 結果通知：令和6年5月31日（金）

カ 送付方法：電子メール及び郵送（結果通知日に発送）にて通知する。

（4）技術提案書・見積書

ア 提出期限：令和6年6月25日（火）正午12:00まで

イ 提出先：大熊町教育委員会生涯学習課

ウ 提出方法：電子メール及び郵送（提出期限日までに書留にて発送）とする。
電子メールの場合には受信確認、郵送の場合には提出意思の連絡、持参時には予め提出日時の連絡を実施すること。（提出期間内必着）

エ 提出書類：「大熊町社会教育複合施設内装展示設計業務公募型プロポーザル様式集」3提出書類一覧（2）技術提案提出書類による。

（5）その他

参加表明後、技術提案を辞退する場合は、参加辞退届（様式12）にプロポーザル名称、法人等名称、代表者名（代表者印捺印）、提出日記入の上、提案を辞退する旨を明記して、令和6年6月25日（火）までに事務局へ提出（事前に辞退する旨を連絡した上、提出期限日までに書留にて発送）すること。

6 審査に関する事項

（1）審査方法

町は本業務に関する審査委員会において提案内容を総合的に評価し、契約候補者（単独随意契約候補者）を特定する。

(2) 審査会（プレゼンテーション）

ア 開催日時

令和6年7月上旬

※詳細な日時は対象者に通知を行う。

イ 開催場所（予定）

大熊町役場（福島県双葉郡大熊町大字大川原字南平 1717）

ウ 審査所要時間

プレゼンテーション20分、ヒアリング最大30分の計最大50分程度

※提案者は提出済の技術提案書をもとに説明するものとし、新たな提案は禁止とする。

※提案者が多数の場合は、時間を変更する場合がある。

エ 発表者について

発表者は5人以内とし、業務責任者と主任技術者の出席は必須とする。

オ プレゼンテーションで使用する機器・データ等について

・プレゼンテーションはパワーポイントなどを利用してパソコンで行うものとし、使用するパソコンは提案者が準備するものとする。

・プレゼンテーションは提出した技術提案書を基に行うこととし、技術提案書に記載のない新たな提案は行わないこと。

※プロジェクターのインターフェースはHDMIタイプAのみ使用可能とする。

カ 評価基準

【別表】評価基準を基に評価を行う。

キ 選定結果の通知

選定結果は各提案者に対し、7月15日(月)を目途に個別通知する。なお、審査結果や選定内容による異議申し立ては受け付けない。

ク その他

応募者が1者のみの場合であっても、審査委員会において内容を審査し、選定の可否を決定する。

7 その他

(1) 失格基準

次のいずれかに該当する場合、失格とする。

ア 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。

イ 実施要領に示された提出書類作成の留意点等の条件に適合しないもの。

ウ 提案書に記載すべき事項の全部または一部が記載されていないもの。

エ 提案書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。

オ 虚偽の内容が記載されているもの。

カ 見積額が委託費の上限額を超過するもの

キ 審査委員および大熊町の職員、建築設計者等に対して、故意に接触を求める行為を行った場合。

ク 選考に影響を及ぼす恐れがあると町長が判断する不正な行為を行った場合。

ケ その他、審査委員会が不適格と認める場合。

(2) 契約について

ア 契約に関する協議

優先交渉権者との協議が整った場合は、該当者と業務委託契約を締結するものとする。なお、優先交渉権者との協議が不調となった場合は、次点者を交渉権者として協議を行い、契約するものとする。

イ 契約の締結に関する留意点

契約の相手方の決定後、契約までの間に契約の相手方（法人である場合は、法人役員またはその使用人）が逮捕されることその他の反社会的な行為があり、その者を

契約の相手方とすることが適当でないと認められるときは、契約を締結しないことがある。なお、契約が成立しなかった、または締結されなかったことによる損害については、大熊町はこれを一切賠償しない。

ウ 内装展示制作業務

本業務の受託者は、内装展示制作施工業務の受託候補者とする。ただし、内装展示制作施工業務の範囲は本業務範囲と必ずしも一致しない可能性があり、本業務期間内に発注者と協議・調整の上決定するものとする。また、内装展示施工業務の契約は予算措置を経て改めて契約を行うものとする。

(3) プロポーザル参加にかかる費用負担

本プロポーザルへの参加等に要する費用は、すべて参加者の負担とする。

(4) その他

- ア 本プロポーザルにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とする。
- イ 町は、選定された技術提案書等に拘束を受けないものとする。
- ウ 成果品の著作権は大熊町に帰属するものとする。
- エ 提出書類は、発注者の了解なく公表、使用してはならない。
- オ 提出書類は返却しない。なお、提出書類は、審査以外に提出者に無断で使用しないが、優先交渉権者及び次点者に特定された場合に限り、発注者は提出書類を自由に公表又は使用できるものとする。
- カ 提出書類は、選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- キ 本業務の実施にあたっては、提案書に記載された各技術者は、特別な理由があると認められる場合を除き変更できない。
- ク 業務にあたっては、技術提案書等に記載された内容を反映しつつも、大熊町との協議に基づき実施すること。
- ケ 本業務に関わる各種説明会・会議への参加協力及びこれに使用する資料・図面の作成等の業務を行うこと。
- コ 実施要領の記述内容の変更があった場合は、大熊町ホームページで公表する。
- サ 本事業における交付資料は、提案書等の作成のみに使用することとし、目的外の使用は行わないこと。借受けた関係図書や電子媒体は、情報漏洩のないように適正に取り扱うこと。
- シ 本要領書および配布資料等に不明点がある場合は、質疑にて照会を行うこと。質疑なき事項については発注者の解釈に依るものとする。

8 問い合わせ先及び各種書類の提出先

大熊町 生涯学習課 (担当：苧坪)

〒979-1306 福島県双葉郡大熊町大字大川原字南平 1717

TEL : 0240-23-7194

E-Mail : shogaigakusyu@town.okuma.fukushima.jp

【別表】 評価基準

評価項目	配点	
(1) 業務実績		20点
企業実績加点①	5点	
企業実績加点②	5点	
業務責任者加点	5点	
主任担当者加点	5点	
(2) 特定テーマ・実施方針		60点
提案テーマ①	40点	
提案テーマ②	20点	
(3) 対話力		5点
(4) 推進体制		10点
(5) 業務見積		5点
合計		100点

(1) 業務実績加点：最大20点

評価項目	評価基準	加点
企業実績 ※共同体の場合、共同体の代表または構成員いずれかの実績があればよい		
企業実績加点①	過去10年間に、国、地方公共団体又はそれに準ずる機関（公社、公団、事業団等）が発注する、新築に係る開架書架面積又は展示面積500㎡以上の図書館又は博物館の展示設計業務を、元請けとして委託契約を締結し、かつ、全て誠実に履行した実績を有する。	5点
企業実績加点②	過去10年間に、国、地方公共団体又はそれに準ずる機関（公社、公団、事業団等）が発注する、新築又は改修に係る開架書架面積又は展示面積1,000㎡以上の図書館又は博物館の展示設計業務を、元請けとして委託契約を締結し、かつ、全て誠実に履行した実績を有する。	5点
業務責任者実績加点	過去10年間に、国、地方公共団体又はそれに準ずる機関（公社、公団、事業団等）が発注する、新築に係る開架書架面積又は展示面積500㎡以上の図書館又は博物館の展示設計業務を、元請けとして委託契約を締結し、かつ、全て誠実に履行した実績を有する。	5点
主任担当者実績加点	過去10年間に、新築又は改修に係る開架書架面積又は展示面積1,000㎡以上の図書館又は博物館の展示設計業務を、元請けとして委託契約を締結し、かつ、全て誠実に履行した実績を有する。	5点

(2) 提案テーマ

提案テーマおよび具体的提案要素	評価基準
<p>[テーマ①] 常設展示（150㎡）の具体的な展示内容及び展示方法の提案</p> <p>【提案方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●地域の特色を表出し、町民及び来訪者が今の大熊町の昔と今を知り、学ぶための展示空間とする。 ●基本構想及び補足資料を前提とする。 ●資料の展示替えや維持管理に十分に配慮を行う <p>【求める提案内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 補足資料にもとづく展示コンセプト ② 展示構成、ストーリー ③ 見せ方・並べ方の手法、工夫 ④ 3Dデータ活用・見せ方の方法 ⑤ 提案内容に基づく概算製作費（評価対象外） <p>※スケッチ・パースでの表現も可能とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 基本構想、基本計画の内容を理解し、本施設の方針に沿った提案である。（提案内容①②） ➤ 地域特性および大熊町の状況がよく理解されている。（提案内容①②） ➤ 専門家としての経験、視点、アイデア、スキルが反映されている。（提案内容①②③④） ➤ 実現可能および持続可能な提案である。（提案内容③④）
<p>[テーマ②] デジタル技術を利用した展示内容及び展示方法の提案</p> <p>【提案方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●施設への直接来訪者および、遠隔地での閲覧者、それぞれに配慮され、全ての利用者に対してデジタル技術の効果が活かされたもの。 ●基本構想及び補足資料を前提とする。 ●社会教育活動の変化に対応し、コンテンツの陳腐化対策および維持管理に十分な配慮を行う。 <p>【求める提案内容】</p> <p>「小さな展示台」（注1）のひとつに対する具体的な提案を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 展示コンセプト、ストーリー ② ハードウェアのイメージ ③ ソフトウェア（デジタルコンテンツ）構成、内容 ④ コンテンツの更新頻度及び運用管理方法 ⑤ 提案内容に基づく1台あたりの概算製作費（ハードウェア、ソフトウェア含）（評価対象外） <p>※プレゼン時においては実例に基づくアニメーションやデモンストレーションの採用も可能とする （注1）補足資料参照</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 基本構想、基本計画の内容を理解し、施設の規模に適した最新のデジタル等の技術を活用した提案となっている。（提案内容①②③） ➤ 利用者および管理者双方の目線に立った提案内容となっている。（提案内容①④） ➤ 維持管理・運営への理解があり、実績に基づく提案となっている。（提案④）

様式集（様式11）に従い、提案書を作成する。A3版横長3枚以内で作成すること。

(3) 対話力

評価基準
<ul style="list-style-type: none">➤ プレゼンテーションにおいて、提案に沿った的確な説明がなされている。➤ 建築の専門家以外の方にも解りやすくかつイメージしやすい言語を用い、「伝わる」ことを意識したプレゼンテーションが行われている。➤ 質問者の意図を汲み、適正な回答がされている。➤ 提案者の想いや熱意が十分に伝わる。

(4) 推進体制

評価基準
<ul style="list-style-type: none">➤ 各業務項目において十分な知識と経験をもつ担当者が配置されている。特に学芸員もしくは司書等、本業務の遂行にあたり有効な業務経験をもつ体制を構築している。➤ 企業又は共同体としてバックアップ可能な体制となっている。

(5) 業務見積

評価基準
<ul style="list-style-type: none">➤ 提案された業務見積の比較評価とする。 [(最低価格となる業務見積額) / (提案業務見積額)] × 5点